

【ドイツ】 業としての自殺幫助の禁止

海外立法情報課 渡辺 富久子

* 従来、自殺幫助は禁じられていなかったが、業としての自殺幫助を禁ずる規定が刑法典において新たに定められた。

1 自殺幫助に関する従来法規制

積極的安楽死（例えば、末期患者の希望に基づいた他者による致死薬の直接投与）（注1）は、刑法典において禁じられており、6月以上5年以下の自由刑が科せられる（第216条）。これに対し、自殺幫助（例えば、自由な意思決定による自殺のための他者による致死薬の処方、調達又は仲介）は法律により禁じられていなかった。

他方、ドイツ連邦医師会作成の医師職業に関するモデル規則（注2）第16条は、「医師は、自殺幫助を行ってはならない」としている。実際に適用されるのは各州の医師会が定める州レベルの医師職業規則の規定であるが、モデル規則に従って、17州のうち10州の医師職業規則において自殺幫助が禁止されており、自殺幫助を行った医師の免許は剥奪される。他の州の医師職業規則は、自殺幫助を推奨していないか又は自殺幫助に関する規定を有していない。（注3）

2 ドイツにおける自殺幫助の状況

自殺幫助が刑法典において禁じられていなかったことから、ドイツにおいても、ドイツ自殺幫助協会（Sterbehilfe Deutschland e.V.）という会員制の団体がハンブルクにある。この団体は、2010年から2013年までに118件の自殺幫助を行った。また、過去20年間に200件を超える自殺幫助を行ったことを告白するベルリンの医師もいる。その他、2013年には、12名の者により、155件以上の自殺幫助があったとされている（注4）。さらに、刑法典において自殺幫助が容認されているスイス等の外国に赴き、死を迎える者もいる。

3 業としての自殺幫助を禁ずる刑法典の改正

自殺幫助の立法化に向けた議論は2000年代から始まっていた（注5）。ドイツ国内における自殺幫助の件数は年々増える傾向にあったことから機運は高まっており、超党派の議員立法による「業としての自殺幫助を禁止するために刑法典を改正する法律案」が2015年11月6日に連邦議会で可決され、法律（注6）は12月10日に施行された。他者に自殺幫助を依頼する者が増えており、このままでは、重病で苦しむ者が、家族に負担をかけないために自殺幫助を依頼しなければならないのではないかという気持ちを持つてしまう。このような社会的風潮を抑制することが、立法の目的であった。

(1) 刑法典第217条

刑法典に新たに挿入された第217条は、次のような文言である。

刑法典第 217 条

(1) 他の者の自殺の促進を意図して、業として当該他の者に自殺の機会を与え、創出し又は仲介する者は、3年以下の自由刑又は罰金に処する。

(2) 自ら業として行わない者であって、第 1 項に規定する他の者の家族又は近親者であるものは、関与者として処罰されない。

(2) 業としての自殺幫助

この規定により禁じられる「業としての自殺幫助」とは、反復して行われるものである。利得を目的とする団体のみならず、会員制の団体も規制対象である。また、個人でも、反復して自殺幫助を行った者は、刑罰の対象となる。他方、葛藤状況において個別に行われる自殺幫助は禁じられない。

(3) 法律が与える影響

今回の立法により、ドイツ自殺幫助協会は、これまで行ってきた自殺幫助を行うことができなくなる。ドイツ自殺幫助協会はスイスのチューリヒに支部を有しており、この支部にドイツの法律がどのように影響するかが検討されている。(注 7)

さらに、刑法典の新しい規定が医師にどのように適用されるかが問題となっている。法案提出者によれば、治療の一選択肢として提供される自殺幫助は刑罰の対象となるが、個別の状況に応じて良心に従って行われる自殺幫助は容認される。しかし、後者の場合においても容易に反復性を持ってしまうおそれがあり、この線引きは難しいのではないかと懸念されている。また、規定が不明確な点について、違憲の可能性も指摘されている。(注 8)

注 (インターネット情報は 2015 年 12 月 14 日現在である。)

- (1) 積極的安楽死とは、患者の苦痛を軽減するために、意図的積極的に死を招く措置を行うことである。
恩田裕之「安楽死と末期医療」『Issue Brief』No.472, 2005.3.11. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000714_po_0472.pdf?contentNo=1&alternativeNo=> を参照。
- (2) (Muster-)Berufsordnung für die in Deutschland tätigen Ärztinnen und Ärzte in der Fassung des Beschlusses des 118. Deutschen Ärztetages 2015 in Frankfurt am Main. 医師の職業上の権利義務の多くは、医師の自治組織である医師会により定められている。これら職業法の規定の違反は、刑事裁判所ではなく、各州の職業裁判所が管轄する。
- (3) „Am Beispiel des sterbenden Vaters,“ *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 14. November 2014, S.2.
- (4) Deutscher Bundestag, *Drucksache 18/5373*, S.9.
- (5) 渡邊斉志「【短信: ドイツ】尊厳死法制化に関する最近の動向」『外国の立法』No.227, 2006.2, pp.15-159. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000373_po_022710.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>
- (6) Gesetz zur Strafbarkeit der geschäftsmäßigen Förderung der Selbsttötung vom 3. Dezember 2015 (BGBl. I S. 2177). これまでの議論については、佐藤拓磨「ドイツにおける自殺関与の一部可罰可をめぐり議論の同行為」『慶應法学』No.31, 2015.2, pp.347-370 を参照。
- (7) Sterbehilfe Deutschland のウェブサイト<<http://www.sterbehilfedeu.de/cgi-bin/sbgl.pl?id=2048&lang=>> を参照。
- (8) „Regeln für Sterbehilfe umstritten,“ *Frankfurter Rundschau*, 27. August 2015, S.4.